

# 北海道農作物優良品種認定要領

( 稲 作 第 28 号 )  
( 昭和60年1月25日 )

## 第1 目 的

北海道における農作物の優良な品種（以下「優良品種」という。）を選定して、その品種名及び特性を登録することにより広く周知するものとする。

## 第2 優良品種の区分

優良品種は、奨励品種と準奨励品種に区分し、それぞれ次のものとする。

1. 奨励品種は、その育成経過が示されており、品種特性等の保持が保証されるものとする。
2. 準奨励品種は、試験箇所数、試験期間等が十分でないが緊急に普及することが必要なもの又はその育成経過が示されていないものとする。

## 第3 優良品種の登録と公表

道は、優良品種として認定しようとする場合は、北海道種苗審議会の議を経て行うものとし、これを廃止しようとする場合も同様とする。

2. 1により認定又は廃止したものについては、優良品種登録台帳に登載するとともに、次により公表するものとする。

- (1) 北海道公報への登載
- (2) 関係者に対する通知
- (3) 印刷物の配布

3. 前項の登録台帳の様式は、別記1号様式及び2号様式のとおりとす。

## 第4 登録番号

登録番号は、農作物の種類ごとに次のとおり育成地域等を示すとともに、一連番号を附するものとする。

| 区 分                                                           | 登 録 番 号 (例)                       |                                      |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|
|                                                               | 奨 励 品 種                           | 準 奨 励 品 種                            |
| 道内において育成されたもの                                                 | 大豆北海道第 号                          | 大豆準北海道第 号                            |
| 都府県から移入され、あるいは外国から輸入されたもの                                     | たまねぎ移(輸)第 号                       | たまねぎ準移(輸)第 号                         |
| 水稻における「うるち」、「もち」その他これに類する区分があるもの                              | 水稻北海道うるち第 号                       | 水稻準北海道うるち第 号                         |
| 育種方法及び採種方法を明らかにする必要があるもの<br>(例)<br>1 1代雑種であるもの<br>2 合成品種であるもの | とうもろこし<br>北海道交 第 号<br>てん菜北海道合 第 号 | とうもろこし準<br>北海道準交 第 号<br>てん菜準北海道合 第 号 |

## 第5 農作物の種類

農作物の種類は、別表によるものとする。

附 則

1. この要領は、昭和60年1月25日から施行する。
2. 北海道農作物奨励品種登録要領並びに北海道農作物準奨励品種記録要領（昭和46年3月15日付け農産第253号）を廃止する。
3. 上記要領に基づき既に認定された品種は、それぞれこの要領に基づく優良品種と見なすこととする。